

医師の短時間勤務医制度  
(医師の家庭と仕事の両立を目指して)

子女の育児、同居家族（親族）の介護を含め、病院に勤務する医師が通常の勤務を継続し難い家庭環境にある場合があります。

当院では、こうした環境下にある医師が雇用の申し出があった場合、家庭と仕事の両立は図ることを目的として当院が採用または継続雇用を必要とする医師に以下の「短時間勤務制度」を適用しています。

**【短時間勤務制度の概要】**

1. 身 分

嘱託医として採用します。

2. 勤 務

勤務タイプⅠ

- ① 1日の勤務時間は、8：15 ～17：00（うち休憩時間45分）とします。
- ② 勤務日は、当院の診療日（月曜～金曜）のうち原則週4日となります。
- ③ 年休は初年度12日（採用月で異なります）、2年目15日、以降勤続1年につき1日増しで付与されます。
- ④ 半日年休（午前年休、午後年休）年20回（年休10日分）を使用できます。

勤務タイプⅡ

- ① 1日の勤務時間は、8：15 ～15：00（うち休憩時間45分）とします。
- ② 勤務日は、当院の診療日（月曜～金曜）週5日となります。
- ③ 年休は初年度12日（採用月で異なります）、2年目15日、以降勤続1年につき1日年休増となります。
- ④ 半日年休（午前年休、午後年休）年20回（年休10日分）を使用できます。

3. 処 遇

- ① 医師免許取得年の同年次の方の年収の約65%となります。  
賞与支給、全額給与は相談に応じます。
- ② 社会保険は適用します。  
【健康保険】有      【厚生年金】有      【雇用保険】有
- ③ 嘱託期間満了時に退職選別金が当社規定により支給されます。
- ④ 福利厚生  
・職員健診、インフルエンザ予防接種補助あり